

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら（大人2名、子供1名）について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（面会交通費）
- ウ 避難費用（謝礼金）
- エ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- オ 精神的損害

（2）平成24年分及び平成25年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（面会交通費）
- ウ 避難費用（引越関係諸費用）
- エ 避難費用（謝礼金）
- オ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- カ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- キ 申立人X1の就労不能損害
- ク 検査費用（交通費）
- ケ 避難雑費

2 期間

（1）については、平成23年3月11日から同年12月31日まで

（2）については、平成24年1月1日から平成25年7月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金345万4066円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (交通費)	2万5600円
イ 避難費用 (面会交通費)	57万6800円
ウ 避難費用 (謝礼金)	32万円
エ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	30万円
オ 精神的損害	28万円

(2) 平成24年分及び平成25年分

ア 避難費用 (交通費)	1万5200円
イ 避難費用 (面会交通費)	14万円
ウ 避難費用 (引越関係諸費用)	15万2236円
エ 避難費用 (謝礼金)	14万円
オ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	9万円
カ 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	30万円
キ 申立人X1の就労不能損害	72万7190円
ク 検査費用 (交通費)	7040円
ケ 避難雑費	38万円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金76万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項1(1)オ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月14日

(仲介委員 清水貴行)